

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 7月10日

福岡市長殿

〒811-1122

住所 福岡市早良区早良2丁目1-1

氏名 西福岡宇部コンクリート(株)

代表者 代表取締役 福岡 桂

TEL 092-804-2615

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	西福岡宇部コンクリート(株) 早良工場
事業場の所在地	福岡市早良区早良2丁目1-1
事業の種類	レディーミクストコンクリート製造販売
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年 4月 ~令和5年 3月

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,500 t	全処理委託量	2,500 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2,500 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

令和5年 7月10日

福岡市長 殿

〒811-1122

住 所 福岡市早良区早良2丁目1-1

氏 名 西福岡宇部コンクリート(株)

代表者 代表取締役 福岡 桂

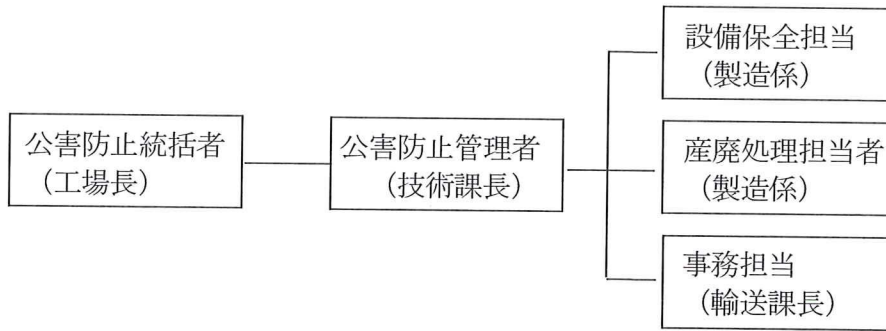
TEL 092-804-2615

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西福岡宇部コンクリート(株) 早良工場
事業場の所在地	福岡市早良区早良2丁目1-1
計画期間	令和5年 4月 ~令和6年 3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	レディーミクストコンクリート製造販売
② 事業の規模	3,000万円
③ 従業員数	13人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物はコンクリート製の土間置き場に保管し、一定量が貯まり次第、産業廃棄物の運搬業者及び処理業者に委託し処理する。 産業廃棄物の運搬業者及び処理業者と契約書を取り交わし、運搬処理に当たってはマニフェストにより産業廃棄物が確実に正しく処理されていることを確認する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	建設汚泥
	排出量	2,468	138.5 t
	(これまでに実施した取組) 生コン取引業者に注意喚起し現場での処分を徹底指導した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	建設汚泥
	排出量	2,500 t	140 t
	(今後実施する予定の取組) 生コン取引業者に注意喚起し現場での処分を徹底指導 建設汚泥として処分		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和3度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	建設汚泥
	全処理委託量	2,468 t	138.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,468 t	138.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 生コン取引業者に注意喚起し現場での処分を徹底指導		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	建設汚泥
	全処理委託量	2,500 t	140 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,500 t	140 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 生コン取引業者に注意喚起し現場での減量を徹底指導 建設汚泥として処分		
※事務処理欄			

多量排出事業者産業廃棄物処理計画書

西福岡宇部コンクリート㈱

1 事業の概要

工場概要添付

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

公害防止管理規定添付

3 産業廃棄物処理の現状

(1) 産業廃棄物の種類、性状、発生量等

コンクリートくず、建設汚泥

安定型廃棄物

3,425 t/年

生コン持ち帰り及び生コン車洗車による発生

(2) 産業廃棄物の処理状況及び課題

ア 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

持ち帰り生コンの頻度

イ 産業廃棄物の分別に関する事項

特になし

ウ 産業廃棄物の再生利用に関する事項

特になし

エ 産業廃棄物の自己利用に関する事項

特になし

オ 産業廃棄物の委託処理に関する事項

特になし

カ その他関連事項

特になし

4 産業廃棄物減量化及び適正処理の計画

(1) 計画の目標

前年度以下を目標にする。

(2) 目標達成のための方策

ア、工事現場など適正量の注文をしてもらい持ち帰り生コンの量を減らす

イ、整理整頓

ウ、委託業者による再生路盤材出荷

エ、特になし

オ、特になし

カ、特になし

5 その他関連推進事項

生コン引取り業者に注意喚起し現場での処分を徹底指導したい。

1. 会社の概要

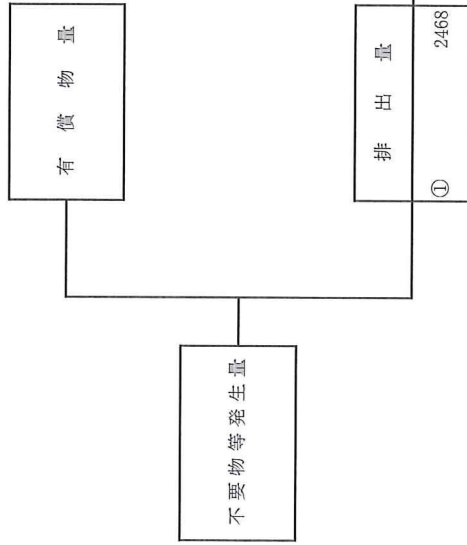
社名	西福岡宇部コンクリート(株) 早良工場
資本金	3,000 万円
住所	〒811-1122 福岡市早良区早良 2 丁目 1 - 1
電話番号	TEL : 092-804-2615、 FAX : 092-804-2297
E メール	nfuc.sawara@spice.ocn.ne.jp
代表者	代表取締役 福岡 桂
従業員数	13 名
主な取引銀行	佐賀銀行(株) 野芥出張所

2. 工場概要

事業の沿革	昭和 39 年 6 月に操業を開始する。	
JIS 認証番号	BG0807250	
許可の種類	普通コンクリート、舗装コンクリート、軽量コンクリート	
高強度コンクリート 大臣認定	認定番号 : MCON-2804	
敷地面積	4,867m ²	
製造能力	180m ³	
有資格者	品質管理責任者	2 名
	コンクリート主任技士	1 名
	コンクリート技士	2 名
	公害防止管理者	2 名
試験車輛	2 台	
大型・小型生コン車	全車自家用車	

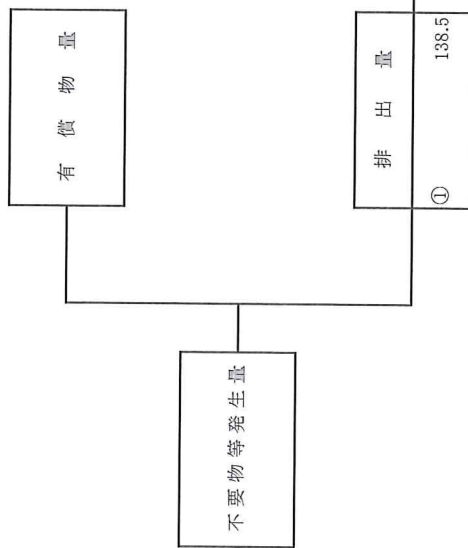
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：コンクリートくず)



項目	実績値	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
①排出量	2468														
②+③自ら再生利用を行った量	0		自ら直接再生利用した量 ②	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③											
⑤自ら熟回収を行った量	0				自ら中間処理した量 ④	④のうち熟回収を行った量 ⑤	自ら中間処理した後の残存量 ⑥	自ら中間処理により減量した量 ⑦							
⑦自ら中間処理により減量した量	0														
③+④+⑤+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0														
⑩全処理委託量	2468														
⑩優良認定処理業者への処理委託量	0														
⑨再生利用業者への処理委託量	2468														
⑩熟回収認定業者への処理委託量	0														
⑭熟回収認定業者以外の熟回収を行った業者への処理委託量	0														

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類：建設汚泥)



項目	実績値
①排出量	138.5
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	138.5
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	138.5
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量	0

自ら直接再生利用した量 ②	自ら中間処理した後の残存量 ⑥	⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫ 138.5
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③	自ら中間処理した後の残存量 ⑦	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑬
自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した後の処理委託量 ⑩ 138.5	⑩のうち熱回収認定業者以外の業者へ熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭
④のうち熱回収を行った量 ⑤	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪	
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑨		

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和3年度)

令和 5年 5月 23日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

報告者

住所 福岡市早良区早良2丁目1番1号
氏名 西福岡宇部コンクリート株式会社 桂
代表取締役 福岡
電話番号 092-804-2615

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和1年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		西福岡宇部コンクリート株式会社		業種		窯業・土石製品製造業		
事業場の所在地		福岡市早良区早良2丁目1番1号		電話番号		092-804-2615		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理表の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	ガラスくず及び陶磁器くず	2464 t	143枚	07710001563	福岡建材(株)	福岡市博多区千代6丁目7-40	樋口産業(株)	福岡市博多区千代6丁目7-40
2	建設汚泥	138.5	16枚		自社運搬	福岡市東区東浜2丁目2番	樋口産業(株)	福岡市東区東浜2丁目2番
3								
4								

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめたと提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要があること。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)